

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-77965

(P2009-77965A)

(43) 公開日 平成21年4月16日(2009.4.16)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 6 1 B 1/00 (2006.01)	A 6 1 B 1/00 3 0 0 B	3 F 0 2 2
B 6 5 G 1/137 (2006.01)	B 6 5 G 1/137 A	4 C 0 6 1
G 0 6 K 7/00 (2006.01)	G 0 6 K 7/00 U	5 B 0 5 8
G 0 6 K 17/00 (2006.01)	G 0 6 K 17/00 F	5 B 0 7 2
G 0 6 K 1/12 (2006.01)	G 0 6 K 17/00 L	

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 17 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2007-249932 (P2007-249932)
 (22) 出願日 平成19年9月26日 (2007. 9. 26)

(71) 出願人 304050923
 オリンパスメディカルシステムズ株式会社
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目4 3番2号
 (74) 代理人 100074099
 弁理士 大菅 義之
 (72) 発明者 関野 直己
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目4 3番2号 オ
 リンパスメディカルシステムズ株式会社内
 (72) 発明者 宮庄 宏明
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目4 3番2号 オ
 リンパスメディカルシステムズ株式会社内
 (72) 発明者 上杉 武文
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目4 3番2号 オ
 リンパスメディカルシステムズ株式会社内

最終頁に続く

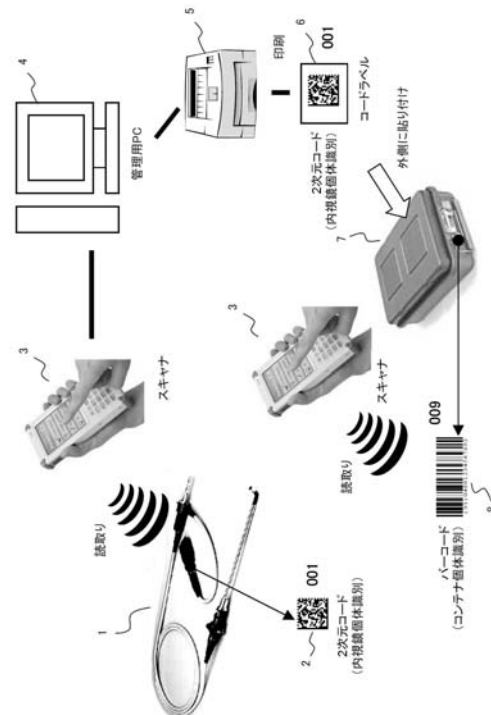
(54) 【発明の名称】 医療器具管理用携帯端末、医療器具管理システム、及び該使用方法

(57) 【要約】

【課題】本発明では、簡単にコンテナの内容物が確認できる医療器具管理システムを提供する。

【解決手段】医療器具管理用携帯端末と、該医療器具管理用携帯端末と通信可能なサーバ装置とからなる医療器具管理システムであって、医療器具管理用携帯端末は、医療器具に付与された医療器具個体識別情報と、前記医療器具を収容するコンテナに付与されたコンテナ個体識別情報とを読み取る読取手段と、前記医療器具個体識別情報と前記コンテナ個体識別情報を前記サーバ装置へ送信する送信手段とを備え、前記サーバ装置は、前記医療器具管理用携帯端末から送信された前記医療器具個体識別情報と前記コンテナ個体識別情報を関連付けて記憶する記憶手段を備えることにより、上記課題の解決を図る。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

医療器具に付与された医療器具個体識別情報を読み取る読取手段と、
前記医療器具個体識別情報を外部のコンピュータまたは印刷装置に出力する出力手段と、
を備えることを特徴とする医療器具管理用携帯端末。

【請求項 2】

医療器具に付与された医療器具個体識別情報を読み取る読取手段と、
前記医療器具個体識別情報を、前記医療器具を収容するコンテナに用いられる R F I D
タグの記憶領域に出力する出力手段と、
を備えることを特徴とする医療器具管理用携帯端末。

10

【請求項 3】

前記医療器具管理用携帯端末は、さらに、外部装置と通信する通信手段を備え、
前記読取手段によりさらに前記医療器具を収容するコンテナに付与されたコンテナ個体
識別情報を読み取り、前記通信手段により前記医療器具個体識別情報と前記コンテナ個体
識別情報とを前記外部装置へ送信する
ことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の医療器具管理用携帯端末。

【請求項 4】

医療器具管理用携帯端末と、該医療器具管理用携帯端末と通信可能なサーバ装置とから
なる医療器具管理システムであって、
医療器具管理用携帯端末は、
医療器具に付与された医療器具個体識別情報と、前記医療器具を収容するコンテナに付
与されたコンテナ個体識別情報とを読み取る読取手段と、
前記医療器具個体識別情報と前記コンテナ個体識別情報を前記サーバ装置へ送信する送
信手段とを備え、
前記サーバ装置は、前記医療器具管理用携帯端末から送信された前記医療器具個体識別
情報と前記コンテナ個体識別情報を関連付けて記憶する記憶手段を備えている
ことを特徴とする医療器具管理システム。

20

【請求項 5】

前記サーバ装置は、さらに、前記医療器具個体識別情報を印刷装置に出力する出力手段
を備えていることを特徴とする請求項 5 に記載の医療器具管理システム。

30

【請求項 6】

医療器具管理用携帯端末の使用方法であって、
前記医療器具管理用携帯端末により医療器具に付与された医療器具個体識別情報を読み
取り、
前記医療器具個体識別情報を印刷装置を用いて印刷し、
前記印刷された医療器具個体識別情報を、前記医療器具を収容するコンテナに付与する
ことを特徴とする医療器具管理用携帯端末の使用方法。

【請求項 7】

医療器具管理用携帯端末の使用方法であって、
前記医療器具管理用携帯端末により医療器具に付与された医療器具個体識別情報を読み
取り、
前記医療器具管理用携帯端末により前記医療器具個体識別情報を、前記医療器具を収容
するコンテナに用いられる R F I D タグの記憶領域に書き込む
ことを特徴とする医療器具管理用携帯端末の使用方法。

40

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、医療器具の管理に関する。

50

【背景技術】

【0002】

医療分野においては、検査または手術を行う場合、内視鏡が広く用いられている。内視鏡は、体内に挿入して使用するものであるから、使用した後は確実に消毒滅菌することが必要である。また、消毒滅菌後も手術等で内視鏡を使用するまでは、その消毒滅菌された状態を維持しておく必要がある。そこで、内視鏡器具類は、一般に、コンテナに収納されて管理されている。

【0003】

しかし、このようにコンテナに内視鏡器具類を収納すると、コンテナ外部からはコンテナ内部の収容物を認識することができず、内容物の確認ができない。そこで、従来、コンテナの中身の個体情報を紙に書き、コンテナの外表面に貼り付けていた。

10

【特許文献1】特開2002-282200号公報

【特許文献2】特開2005-082381号公報

【特許文献3】特開2006-018564号公報

【特許文献4】特開2001-046326号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、コンテナの中身の個体情報を紙に書き写す場合、写し間違いが起こることがあった。そうすると、コンテナの外表面に貼り付けられた紙に記載された個体情報とコンテナの内容物が一致しない場合があった。このように、従来、コンテナ内容物の所在管理ができていなかった。

20

【0005】

上記課題に鑑み、本発明では、簡単にコンテナの内容物が確認できる医療器具管理システムを提供する。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明にかかる医療器具管理用携帯端末は、医療器具に付与された医療器具個体識別情報を読み取る読取手段と、前記医療器具個体識別情報を外部のコンピュータまたは印刷装置に出力する出力手段と、を備えることを特徴とする。

30

【0007】

本発明にかかる医療器具管理用携帯端末は、医療器具に付与された医療器具個体識別情報を読み取る読取手段と、前記医療器具個体識別情報を、前記医療器具を収容するコンテナに用いられるRFIDタグの記憶領域に出力する出力手段と、を備えることを特徴とする。

【0008】

前記医療器具管理用携帯端末は、さらに、外部装置と通信する通信手段を備え、前記読取手段によりさらに前記医療器具を収容するコンテナに付与されたコンテナ個体識別情報を読み取り、前記通信手段により前記医療器具個体識別情報と前記コンテナ個体識別情報とを前記外部装置へ送信することを特徴とする。

40

【0009】

本発明にかかる、医療器具管理用携帯端末と、該医療器具管理用携帯端末と通信可能なサーバ装置とからなる医療器具管理システムであって、医療器具管理用携帯端末は、医療器具に付与された医療器具個体識別情報と、前記医療器具を収容するコンテナに付与されたコンテナ個体識別情報とを読み取る読取手段と、前記医療器具個体識別情報と前記コンテナ個体識別情報を前記サーバ装置へ送信する送信手段とを備え、前記サーバ装置は、前記医療器具管理用携帯端末から送信された前記医療器具個体識別情報と前記コンテナ個体識別情報とを関連付けて記憶する記憶手段を備えていることを特徴とする。

【0010】

前記サーバ装置は、さらに、前記医療器具個体識別情報を印刷装置に出力する出力手段

50

を備えていることを特徴とする。

本発明にかかる医療器具管理用携帯端末の使用方法は、前記医療器具管理用携帯端末により医療器具に付与された医療器具個体識別情報を読み取り、前記医療器具個体識別情報を印刷装置を用いて印刷し、前記印刷された医療器具個体識別情報を、前記医療器具を収容するコンテナに付与することを特徴とする。

【0011】

本発明にかかる医療器具管理用携帯端末の使用方法は、前記医療器具管理用携帯端末により医療器具に付与された医療器具個体識別情報を読み取り、前記医療器具管理用携帯端末により前記医療器具個体識別情報を、前記医療器具を収容するコンテナに用いられるRFIDタグの記憶領域に書き込むことを特徴とする。

10

【発明の効果】

【0012】

本発明によれば、簡単にコンテナの内容物が確認できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

<第1の実施形態>

本実施形態では、コンテナに収納する内視鏡器具類に付与された内視鏡個体識別コードを容易にコンテナの外側表面に付与することができる医療機器管理システムについて説明する。

【0014】

20

図1は、第1の実施形態における2次元コードを使用して個体識別をする場合の医療機器管理システムの全体構成を示す。内視鏡1には、一例として、内視鏡個体識別コード：001を示す2次元コード2が付与されている。また、一例として、コンテナ7の外側にはそれぞれのコンテナを識別するためのバーコード（コンテナ個体識別コード：009）8が付与されている。

【0015】

まず、携帯端末3を用いて内視鏡1に付与された2次元コード（内視鏡個体情報：001）を読み取る。また、携帯端末3を用いてコンテナ7のバーコード8（コンテナ個体識別コード：009）を読み取る。この読み取った内視鏡個体識別コード：001と、コンテナ個体識別コード：009とは、携帯端末3から管理用パーソナルコンピュータ（以下、管理用PCという）4へ送信される。

30

【0016】

管理用PC4では、内視鏡個体識別コード：001とコンテナ個体識別コード：009とが関係付けされて、医療機器管理データベース（以下、医療機器管理DBという）に登録される。

【0017】

その登録後、管理用PC4は、プリンタ5を用いて内視鏡個体識別コード：001のコードラベル6を印刷する。ユーザは、印刷されたコードラベル6をコンテナ7の外側に貼り付ける。

【0018】

40

そうすると、携帯端末3を用いてそのコンテナ7の外側に貼られたコードラベル6を読み取ることにより、そのコンテナ7に収容された内視鏡1の個体識別をすることができる。

【0019】

図2は、第1の実施形態におけるRFIDを使用して個体識別をする場合の医療機器管理システムの全体構成を示す。内視鏡1には、一例として内視鏡個体識別コード：001が格納されたRFIDタグ10が付与されている。また、一例として、コンテナ7の外側にはそれぞれのコンテナを識別するためのバーコード（コンテナ個体識別コード：009）8が付与されている。

【0020】

50

まず、携帯端末3を用いてRFIDタグ10から内視鏡個体識別コード：001を読み取る。また、携帯端末3を用いてコンテナ7のバーコード（個体識別コード：009）を読み取る。この読み取った内視鏡個体識別コード：001と、コンテナ個体識別コード：009とは、管理用PC4へ送信される。

【0021】

管理用PC4では、内視鏡個体識別コード：001とコンテナ個体識別コード：009とが関係付けられて、医療機器管理DBに登録される。

その登録後、携帯端末3を用いて、コンテナ7の外側に付与されているRFIDタグ11に内視鏡個体識別コード：001を書き込む。その後、携帯端末3を用いてRFIDタグ11を読み取ると、そのコンテナ7に収容される内視鏡の個体識別をすることができる。

10

【0022】

図3は、第1の実施形態における管理用PC4のハードウェア構成を示す。管理用PC4は、少なくとも中央演算装置（CPU）21、リードオンリーメモリー（ROM）22、ランダムアクセスメモリー（RAM）23、ハードディスクドライブ（HDD）24、ネットワークインターフェースカード（NIC）26、入力インターフェース27、出力インターフェース28、バス29等を備えたコンピュータである。さらに、管理用PC4は、入力I/F27を介して入力装置30と接続され、出力I/F28を介して出力装置31と接続されている。

【0023】

HDD24またはROM22には、本発明の実施形態にかかるプログラムが格納されている。また、HDD24には、医療機器管理DB25が格納されている。医療機器管理DB25には、医療機器を管理するために必要な情報が格納されており、例えば、内視鏡-コンテナ関連テーブルT1（図4）が格納されている。

20

【0024】

また、入力装置30には、キーボード、マウス、または電子カメラ、マイク、スキャナ、センサ、タブレットなどを用いることが可能である。また、出力装置31には、ディスプレイ、プリンタ、スピーカなどを用いることが可能である。

【0025】

また、管理用PC4は、NIC26を介して、例えば病院内のLAN（Local Area Network）に接続されている。なお、接続されるネットワークはLANに限らず、イントラネット、インターネット、LAN、WAN、専用線、有線、無線等の通信網に接続されていてもよい。

30

【0026】

図4は、第1の実施形態における内視鏡-コンテナ関連テーブルT1を示す。内視鏡-コンテナ関連テーブルT1は、「内視鏡個体識別コード」、「コンテナ個体識別コード」のデータ項目から構成されている。

【0027】

上述の通り、管理用PC4は、携帯端末3から送信された内視鏡個体識別コードとコンテナ個体識別コードとを受信すると、内視鏡-コンテナ関連テーブルT1の「内視鏡個体識別コード」、「コンテナ個体識別コード」にそれぞれ格納する。

40

【0028】

図5は、第1の実施形態における携帯端末3の内部構成を示す。携帯端末3は、CPU41、ROM42、RAM43、記憶部44、無線LANカード45、識別コードリーダー46、操作入力部47、及び表示部48、バス49から構成されている。

【0029】

CPU41は携帯端末3全体の動作制御を司る中央処理装置である。ROM42は、CPU41によって実行される基本制御プログラムが予め格納されているメモリである。携帯端末3の起動時にCPU41がこの基本制御プログラムを実行することによって、携帯端末3全体の動作の基本的な制御がCPU41によって行なわれるようになる。

50

【0030】

RAM (Random Access Memory) 43は、記憶部44に格納されている各種のアプリケーションプログラムをCPU41が実行するときにワークメモリとして使用され、また各種のデータの一時的な格納領域として必要に応じて用いられるメインメモリとしても使用されるメモリである。

【0031】

記憶部44は、各種のアプリケーションプログラムやデータを記憶して保持しておくメモリであって、たとえば、フラッシュメモリやHDD、記憶メディア等である。無線LANカード45は、病院内LAN (Local Area Network) を介して管理用PC4と通信するための通信インターフェースである。

10

【0032】

識別コードリーダ46は、内視鏡个体識別コード、コンテナ个体識別コードを読み取るためのバーコードリーダまたはRFID (Radio Frequency Identification) リーダである。なお、識別コードリーダ46がRFIDリーダの場合、RFIDライタも搭載されている。

【0033】

操作入力部47は、例えば表示部48に設けられているタッチパネル及び表示部48の下方に設けられている入力キーである。操作入力部47は、携帯端末3のユーザによって操作され、この操作の内容を検出してCPU41へその操作内容を伝達する。CPU41はその操作内容に対応しているユーザからの指示の内容を認識する。

20

【0034】

表示部48は例えば液晶ディスプレイであり、CPU41から送られてきた各種の情報を表示して視覚によりユーザに各種の情報を提供する。

上述した識別コードリーダ46と、この操作入力部47及び表示部48とはCPU41所定のアプリケーションプログラムが実行されることによって各種のデータの入出力が可能となる。

【0035】

本実施形態によれば、コンテナに収納する内視鏡器具類に付与された内視鏡个体識別コードを容易にコンテナの外側表面に付与することができる。よって、間違いなく中身の个体情報がコンテナに収容した状態で判別することができる。

30

【0036】

なお、携帯端末3は、読み取った内視鏡个体識別コードに基づいて、この内視鏡个体識別コードに対応するバーコードを印刷するためのプリンタを備えていても良い。これにより、読み取った内視鏡个体識別コードに基づいて、即時に内視鏡个体識別コードに対応するバーコードを印刷することができるので、その印刷したバーコードをその場でコンテナ7に貼ることができる。

【0037】

また、本実施形態では、携帯端末3は、読み取った内視鏡个体識別コードまたはコンテナ个体識別コードを管理用PCへ送信するようにしたが、これに限定されない。例えば、携帯端末3は、読み取った内視鏡个体識別コードまたはコンテナ个体識別コードをコンピュータ及び記憶装置 (例えば、フラッシュメモリ) 等の外部装置へ送信してもよい。

40

【0038】

< 第2の実施形態 >

本実施形態では、手術等で準備される内視鏡器具のうち、実際に使用されたものであるか、不使用であるかを区別して登録することにより、内視鏡器具の使用頻度を把握することができるシステムについて説明する。

【0039】

図6に示すように、コンテナの中身には、カメラヘッド、ライトガイド、吸引シリンジ、ハンドル、マンドリン、ループ電極、シース、洗浄リング等様々な内視鏡器具が収められている。各内視鏡器具には、図7に示すようにそれぞれを識別するための2次元バーコ

50

ードが付与されている。この2次元バーコードを読取装置により読み取ることで、その内視鏡器具を識別できると共に、所定の作業工程における読取回数をカウントすることで、その内視鏡器具の使用回数をカウントすることができる。

【0040】

図8は、一般的な内視鏡器具の使用サイクルを示す。同図に示すように、内視鏡器具は保管してある(S1)。この内視鏡器具を手術で用いた後(S2, S3)、内視鏡器具は洗浄(S4)、消毒(S5)、乾燥(S6)される。その後、内視鏡器具の使用回数を確認して、内視鏡器具をセット毎にコンテナに収納する(S7)。その後、コンテナを移動させ(S8)、滅菌処理を行い(S9)、保管室に移動させて(S10)、保管する(S11)。したがって、内視鏡器具は、手術の度に当該サイクルを繰り返し行うことになる。

10

【0041】

ところが、S7では、従来、実際に手術等で使用されたか使用されなかったかを分別して使用回数していなかった。これらの手術機器の使用頻度が把握できていないと、点検の時期を把握したり、使用頻度を平均化するのに問題が生じる。上述の通り、これまでコンテナ単位での使用回数はカウントされていたが、機器単独での使用頻度は把握できなかった。また手術機器単独に個体識別手段を設けて、手術から戻った度に登録・回数をカウントするシステムも提案されているが、一つのコンテナの中でも使用されたものと不使用のものがあるため、使用回数を正確に把握することができなかった。

【0042】

そこで、使用の度に個体識別手段を呼んで回数をカウントするシステムにおいて、使用/不使用を選択する手段を設けた医療機器管理システムについて説明する。

20

図9は、第2の実施形態における使用回数カウントシステムを示す。当該システムは、上記のS7の工程で使用される。まず、読取装置52により、内視鏡器具50に付与された個体情報(製造番号等の個体番号)を読み取る。読取装置52の構成は、第1の実施形態と同様である。

【0043】

読取装置52で読み取られた個体情報は、管理用PC52に送信される。管理用PC52の構成は、図3と同様である。

ここで、読取装置52により、内視鏡器具50に付与された個体情報(製造番号等の個体番号)を読み取る場合、実際に使用した内視鏡器具の個体情報と不使用の内視鏡器具の個体情報とを分別して読み取る必要がある。そこで、管理用PC52のモニタに図10の画面を表示させる。

30

【0044】

図10は、第2の実施形態における実際に使用した内視鏡器具と使用しなかった内視鏡器具を登録するための画面である。読取装置52により、内視鏡器具50に付与された個体情報(製造番号等の個体番号)を読み取る場合、まず、管理用PC52のモニタには図10の画面が表示される。

【0045】

読取装置52により、実際に使用した内視鏡器具の個体情報を読み取る場合には、チェックボックス「Y」にマウスを用いてチェックをした後に読み取る。

40

一方、読取装置52により、使用していない内視鏡器具の個体情報を読み取る場合には、チェックボックス「N」にマウスを用いてチェックをした後に読み取る。

【0046】

全ての内視鏡器具について、使用・不使用の登録を終えると、図11の画面が表示される。

図11は、第2の実施形態における使用回数画面60を示す。使用回数画面60は、コンテナ名表示欄61、入力者名表示欄62、使用回数一覧63、「保存」ボタン64、「クリア」ボタン65、「閉じる」ボタン66から構成される。

【0047】

コンテナ名表示欄61には、コンテナを特定する名称が表示される。「入力者」62に

50

は作業者の氏名が表示される。

使用回数一覧 63 には、コンテナ名表示欄 61 で特定されるコンテナに収納されている内視鏡器具の一覧が表示される。使用回数一覧 63 は、「使用 / 不使用」表示欄、「品目バーコード」表示欄、「品目名称」表示欄、「使用回数」表示欄が表示される。

【0048】

「使用 / 不使用」表示欄には、読取装置 52 により今回個体情報が読み込まれた内視鏡器具が実際に使用されたか否か（使用：○、不使用：×）が表示される。

「品目バーコード」表示欄、「品目名称」表示欄には、内視鏡器具を識別するコード及びその名称が表示される。「使用回数」表示欄には、前回の使用状況が表示される。「使用回数」には実際に使用した累積回数が表示される。

10

【0049】

「保存」ボタン 64 を押下すると、使用回数画面 60 の内容が医療機器管理 DB に登録される。「クリア」ボタン 65 を押下すると、使用回数画面 60 の内容がクリアされる。「閉じる」ボタン 66 を押下すると、使用回数画面 60 を閉じる。

【0050】

図 12 は、本発明の実施形態における使用回数カウントシステムを用いた場合の使用回数カウントの結果を示す。管理用 PC 52 の医療機器管理 DB には、図 11 の内容が履歴として保存されている。したがって、「使用 / 不使用」表示欄の「使用：○」をカウントすることにより、図 12 に示すように、実際に使用した内視鏡器具の使用回数を集計することができる。

20

【0051】

なお、図 12 において、通過回数とは、S7 の工程を通過した回数であって、「使用 / 不使用」表示欄の「使用：○」と「不使用：×」の和に相当する。よって、S7 の工程を通過した回数と、実際に手術等で使用された使用回数とを判別することができる。その結果、内視鏡器具の使用頻度を算出することもできる。

【0052】

本実施形態によれば、手術等で準備される内視鏡器具のうち、実際に使用されたものであるか、不使用であることを区別して登録することができることにより、その使用回数を集計することができる。よって、内視鏡器具の使用頻度を正確に把握することができる。

【図面の簡単な説明】

30

【0053】

【図 1】第 1 の実施形態における 2 次元コードを使用して個体識別をする場合の医療機器管理システムの全体構成を示す。

【図 2】第 1 の実施形態における R F I D を使用して個体識別をする場合の医療機器管理システムの全体構成を示す。

【図 3】第 1 の実施形態における管理用 PC 4 のハードウェア構成を示す。

【図 4】第 1 の実施形態における内視鏡 - コンテナ関連テーブル T 1 を示す。

【図 5】第 1 の実施形態における携帯端末 3 の内部構成を示す。

【図 6】コンテナに収容された内視鏡器具の一例を示す。

【図 7】内視鏡器具に付与された 2 次元バーコードの一例を示す。

40

【図 8】一般的な内視鏡器具の使用サイクルを示す。

【図 9】第 2 の実施形態における使用回数カウントシステムを示す。

【図 10】第 2 の実施形態における実際に使用した内視鏡器具と使用しなかった内視鏡器具を登録するための画面である。

【図 11】第 2 の実施形態における使用回数画面 60 を示す。

【図 12】第 2 の実施形態における使用回数カウントシステムを用いた場合の使用回数カウントの結果を示す。

【符号の説明】

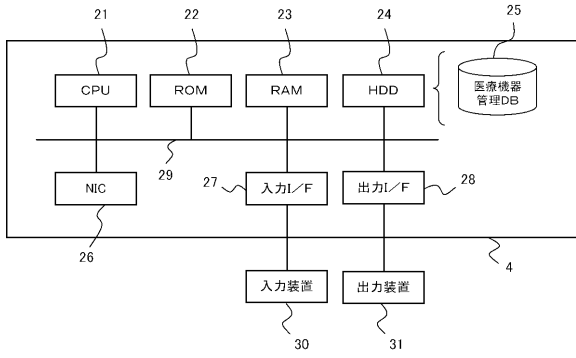
【0054】

1 内視鏡

50

2	2次元コード	
3	携帯端末	
4	管理用PC	
5	プリンタ	
6	コードラベル	
7	コンテナ	
8	バーコード	
10, 11	RFIDタグ	
21	CPU	
22	ROM	10
23	RAM	
24	HDD	
25	医療機器管理DB	
26	NIC	
27	入力インターフェース	
28	出力インターフェース	
29	バス	
30	入力装置	
31	出力装置	
41	CPU	20
42	ROM	
43	RAM	
44	記憶部	
45	無線LANカード	
46	識別コードリーダー	
47	操作入力部	
48	表示部	
49	バス	

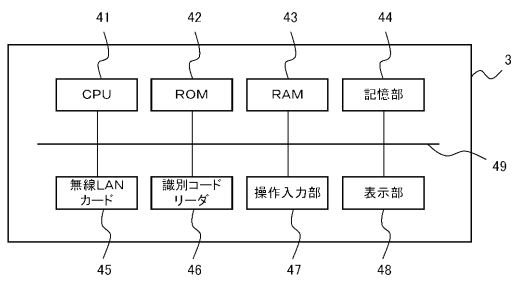
【図3】



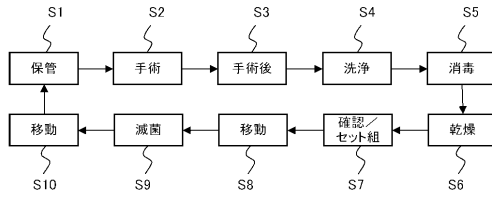
【図4】

内視鏡個体識別コード	コンテナ個体識別コード
001	009
⋮	⋮
⋮	⋮

【図5】



【図8】



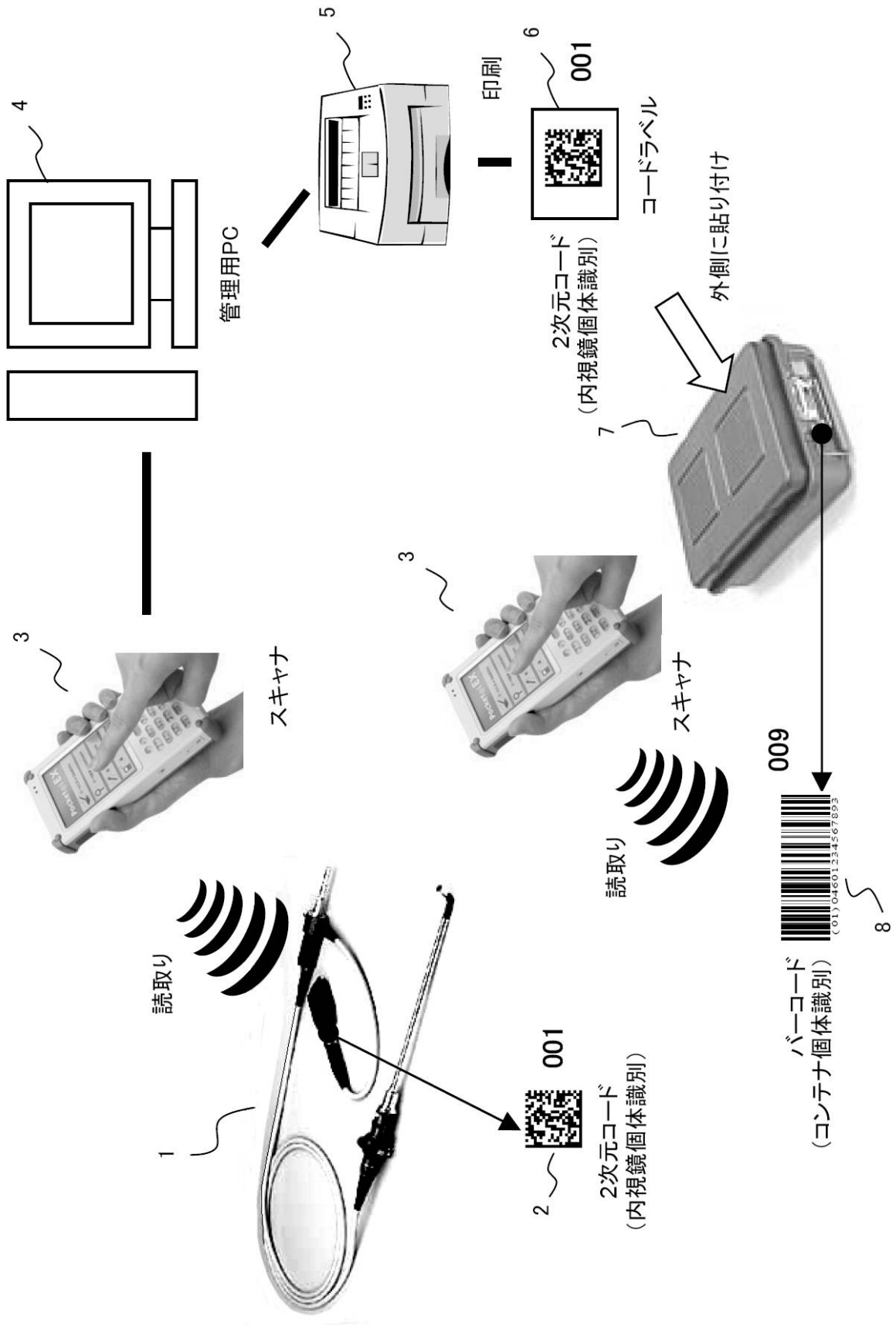
【図10】

使用しましたか？

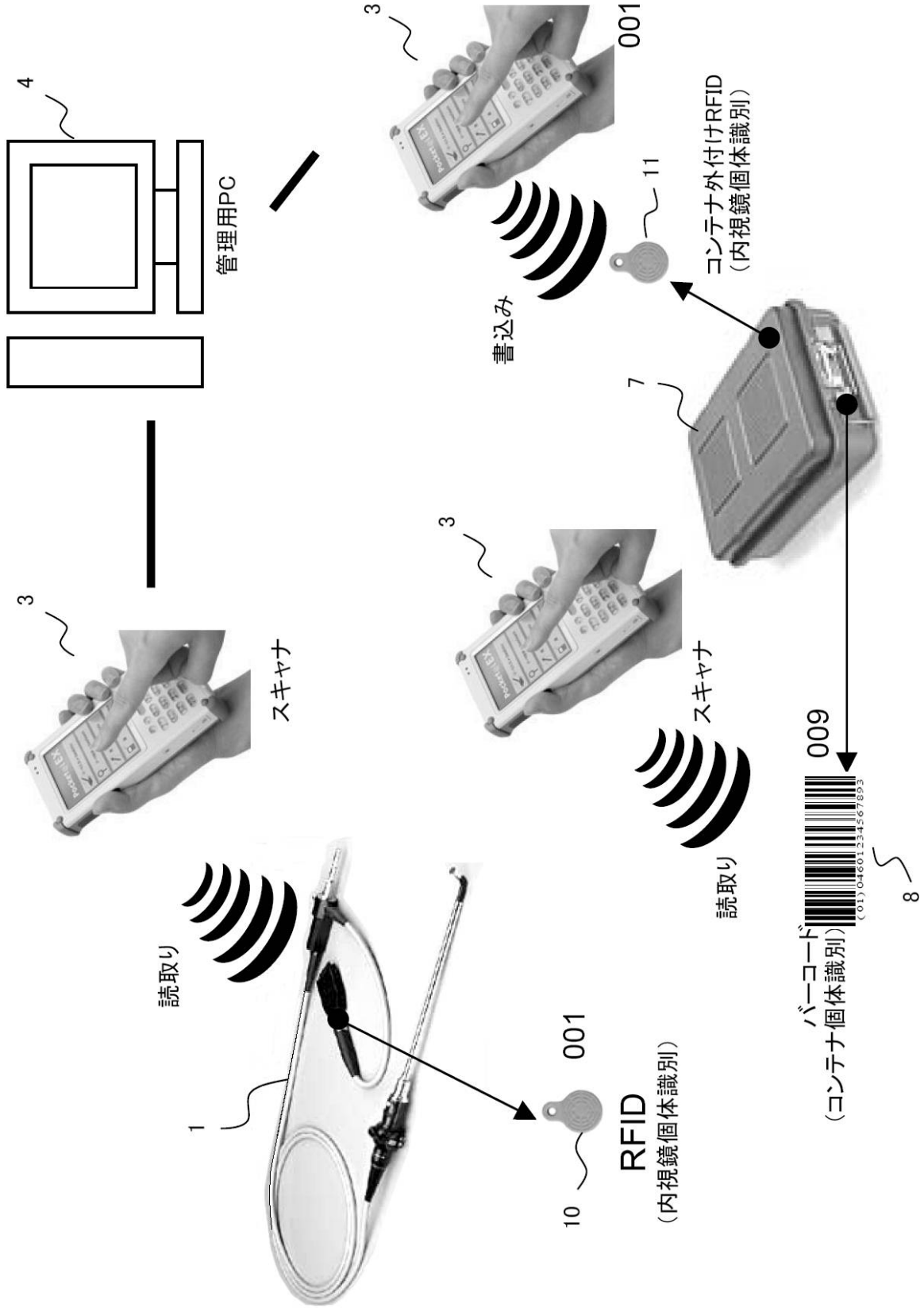
Y :

N :

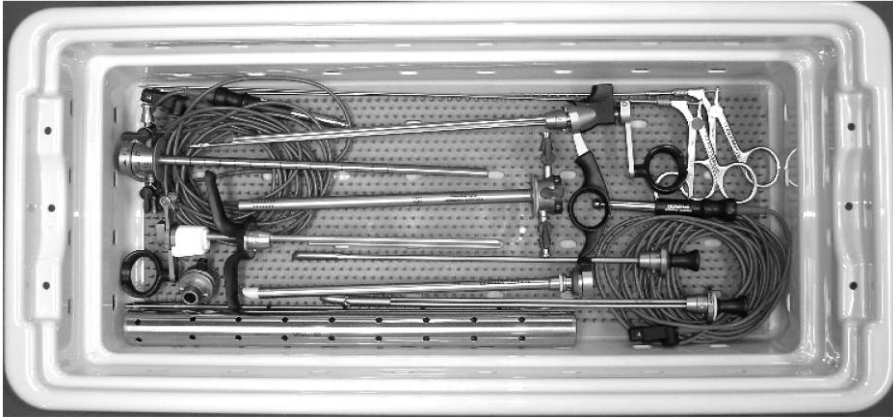
【図1】



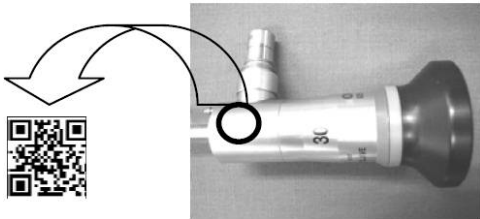
【図 2】



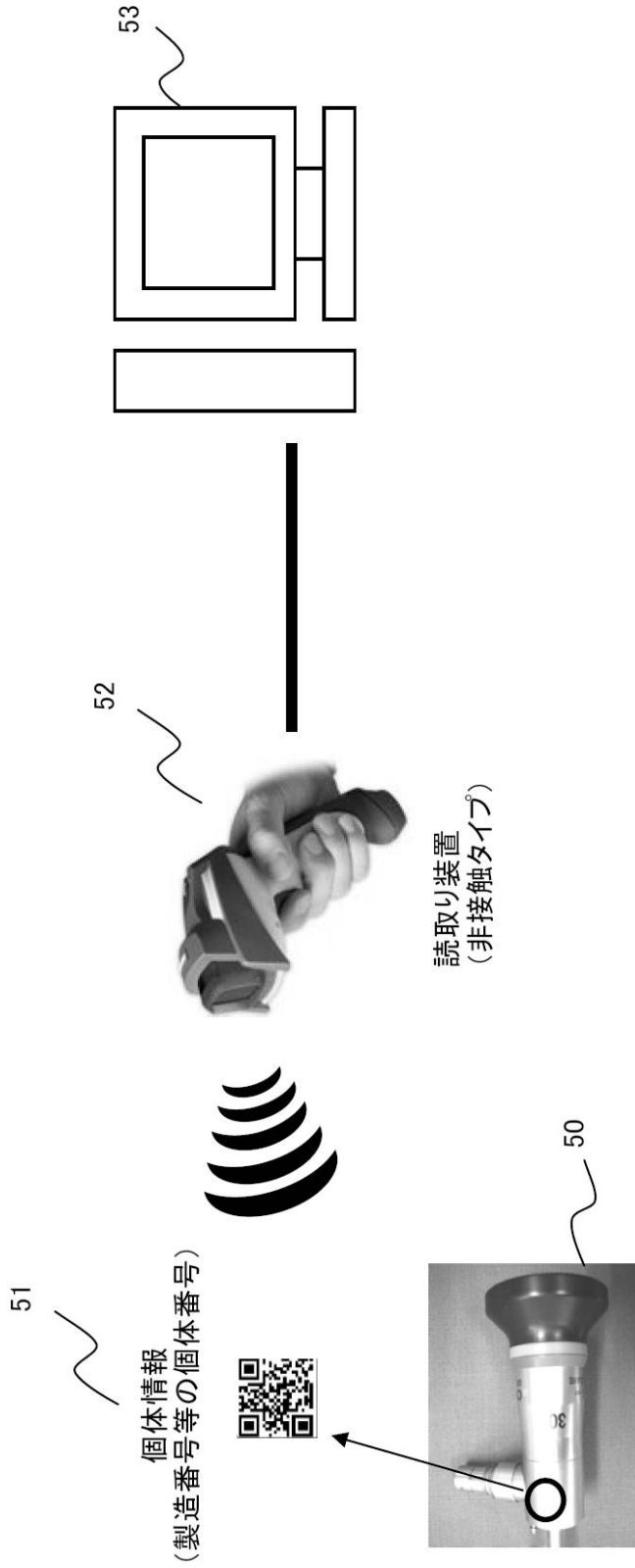
【 図 6 】



【 図 7 】



【図9】



【図 1 1】

60

使用回数

61 コンテナ 005

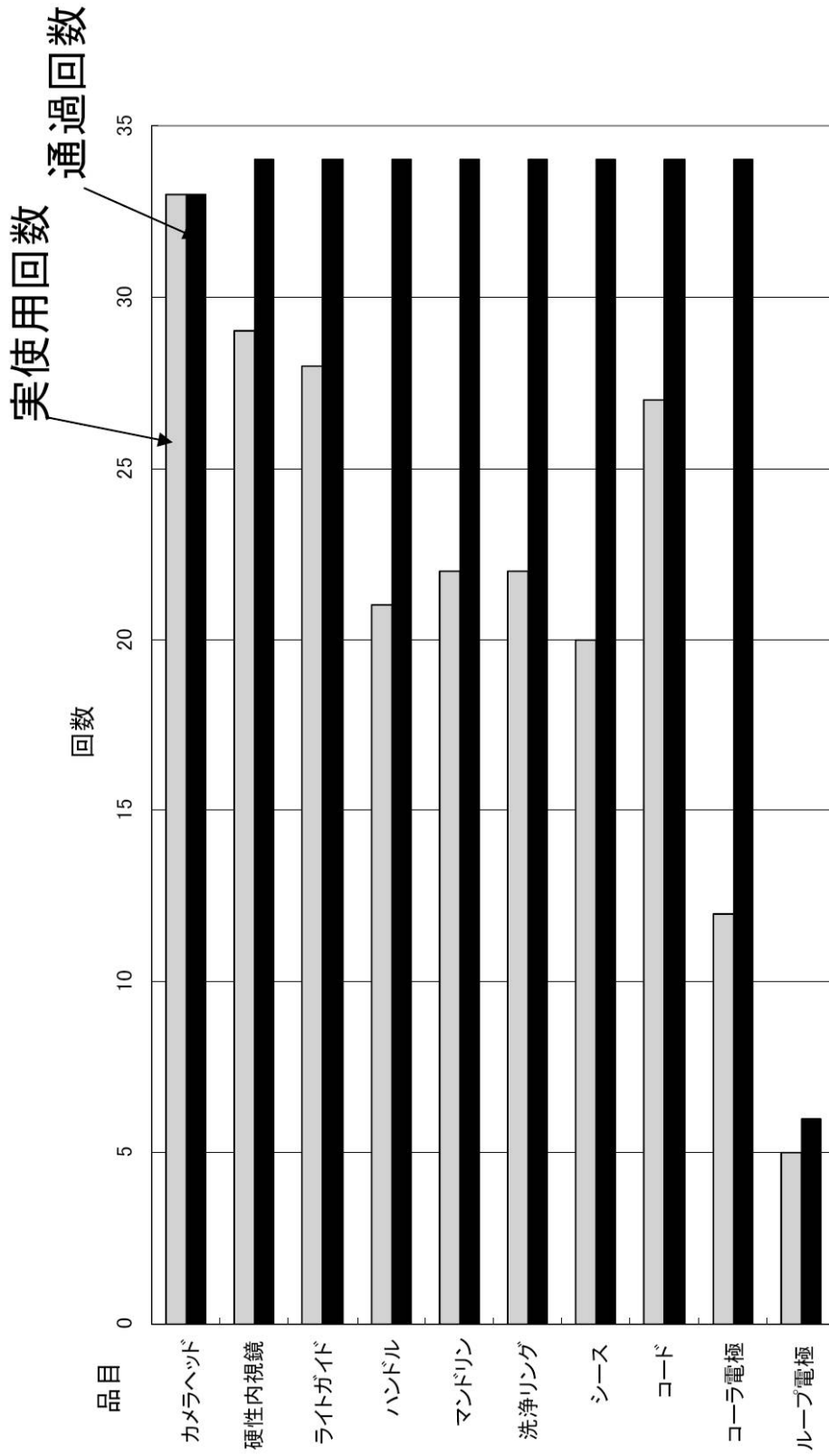
62 入力者 × × × × ×

63

使用/ 不使用	品目バーコード	品目名称	使用回数	
○	○○○○○○○	2	▲
×	□□□□□□	3	
○	× × × × ×	5	
×	△△△△△△	2	▼

64 保存 65 クリア 66 閉じる

【 図 1 2 】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.		F I		テーマコード(参考)
G 0 6 Q	10/00	(2006.01)	G 0 6 K 1/12	F
G 0 6 Q	50/00	(2006.01)	G 0 6 F 17/60	5 0 6
			G 0 6 F 17/60	1 2 6 M

Fターム(参考) 3F022 AA10 EE01 EE05 EE09 MM07 MM08 PP06
4C061 GG13 YY14
5B058 CA17 CA23 KA02 KA04 YA01
5B072 BB06 CC16 CC21 DD02 JJ11 MM01 MM11